

令和2年度一般会計決算における
消費税引き上げに係る地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。

令和2年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 237,072千円
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,011,287千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源		内訳		
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他		うち引上げ分消費税収	
社会福祉	高齢者福祉費	22,551	582	1,430	20,539	4,512
	障害福祉費	519,733	360,961	209	158,563	34,836
	児童育成費	642,356	396,899	26,409	219,048	48,124
	その他	31,457	2,121	0	29,336	6,445
社会保険	国民健康保険費	190,303	87,703	0	102,600	22,541
	介護保険費	236,918	11,283	0	225,635	49,572
	後期高齢者医療費	268,691	34,410	4,397	229,884	50,505
	その他	667	525	0	142	31
保健衛生	予防費	56,280	5,180	0	51,100	11,227
	保健対策費	9,171	97	0	9,074	1,994
	その他	33,160	0	0	33,160	7,285
合計		2,011,287	899,761	32,445	1,079,081	237,072

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。

問合せ:財政課財政班 (0476-33-7702)